

## 岡崎市住宅改修理由書作成支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 この要綱は、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の業務のうち、介護報酬の対象とならない業務について、地域支援事業における任意事業として予算の範囲内において岡崎市住宅改修理由書作成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 介護報酬の対象とならない業務について支援することにより、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の円滑な実施を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の番号に掲げる用語の意義は、当該番号に定めるところによる。

(1) 要介護被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定を受けた被保険者及び要支援認定を受けた被保険者をいう。

(2) 居宅介護支援事業者 法に規定する指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援事業者（以下「居宅支援事業者」という。）をいう。

(3) 介護予防支援事業者 法に規定する指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援事業者（以下「予防支援事業者」という。）をいう。

(4) 介護支援専門員等 居宅支援事業者に所属する介護支援専門員又は予防支援事業者に所属する社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等をいう。

### (補助対象業務)

第4条 補助の対象となる業務は、法に規定する居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給の申請に係る「住宅改修必要理由書兼承諾書」の作成業務のうち住宅改修必要理由書兼承諾書の作成時点において居宅支援事業者又は予防支援事業者との登録がされていないこと、かつ、住宅改修必要理由書兼承諾書を作成した工事が完了し適正であると認められ住宅改修費の支給対象となる 要介護被保険者等に対するもの（以下

「業務」という。)とする。

(交付の対象及び交付額)

第5条 前条に規定する業務を実施した介護支援専門員等の所属する居宅支援事業者又は予防支援事業者(以下「補助事業者」という。)に対し、1件当たり2,000円を交付するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助事業者が第4条に規定する業務を実施したときは、岡崎市住宅改修理由書作成支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の書類は、当該住宅改修において完了申請した月の翌月末までに行うものとする。

(交付決定及び補助金額の確定)

第7条 前条の申請を受けたときは、内容を点検の上、適当と認めるときは速やかに交付決定及び補助金の額を確定し、岡崎市住宅改修理由書作成支援事業費補助金交付決定及び確定金額通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定の通知を受けた補助事業者は速やかに、岡崎市住宅改修理由書作成支援事業費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、交付決定日から10日以内に提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定による請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合は、交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(終期)

第 12 条 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。